

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】2
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】3
- 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】4
- 指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】8

◇ 公 告

- 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】12
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】13

北九州市告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年11月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
706	永犬丸永犬丸西町1号線	前	北九州市八幡西区永犬丸三丁目2029番1地先から北九州市八幡西区永犬丸三丁目1317番2地先まで	7.3 ～ 8.7	18.1
		後	北九州市八幡西区永犬丸三丁目2029番1地先から北九州市八幡西区永犬丸三丁目1309番1地先まで	7.7 ～ 8.7	18.1

北九州市告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年11月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
706	永犬丸永 犬丸西町 1号線	北九州市八幡西区永犬丸三丁目 2029番1地先から 北九州市八幡西区永犬丸三丁目 1309番1地先まで	平成29年11月 7日

北九州市告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の24第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション里櫻 北九州市八幡西区御開三丁目5番11号ロイヤルキャッツ本城401号	合同会社里櫻 福岡県遠賀郡水巻町頃末北三丁目1番11号 代表社員 三原七重	特定無し	4016701361

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション里櫻 北九州市八幡西区御開三丁目5番11号ロイヤルキャッツ本城401号	合同会社里櫻 福岡県遠賀郡水巻町頃末北三丁目1番11号 代表社員 三原七重	特定無し	4016701361

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ウェルフェアプラス二島 北九州市若松区南二島一丁目11番8号	株式会社洞北福社会 北九州市若松区南二島一丁目11番8号 代表取締役 古野 章	精神障害者	4016500417

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
障がい者しごとサポートセンターみらいハッピー 北九州市小倉北区赤坂海岸9番6号	株式会社みらいメディクス 福岡市早良区原五丁目2番20-1号 代表取締役 二本木恵右	知的障害者、精神障害者	4017801376
チャレンジステップ妙香 北九州市小倉南区朽網東五丁目15番2号	株式会社妙香 北九州市小倉北区妙見町8番2-3号 代表取締役 篠本哲主	特定無し	4017701550

(5) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談サポートセンター みらいハッピー 北九州市小倉北区赤坂海岸9番6号	株式会社みらいメディクス 福岡市早良区原五丁目2番20-1号 代表取締役 二本木恵右	身体障害者、知的障害者	4037800226

(6) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ぐるっぼ 徳力 北九州市小倉南区 徳力新町一丁目1 3番30号	NPO法人ぐるっぼ 北九州市小倉南区山手三 丁目12番20号 代表理事 田中幸子	重症心身 障害児	4057703672
福祉ルームみらい ハッピー徳力 北九州市小倉南区 徳力五丁目10番 10号	株式会社みらいメディク ス 福岡市早良区原五丁目2 番20-1号 代表取締役 二本木恵右	重症心身 障害児以 外	4057703680
福祉ルームみらい ハッピー下富野 北九州市小倉北区 下富野四丁目18 番43号	株式会社みらいメディク ス 福岡市早良区原五丁目2 番20-1号 代表取締役 二本木恵右	重症心身 障害児以 外	4057801898

(7) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ぐるっぼ 徳力 北九州市小倉南区 徳力新町一丁目1 3番30号	NPO法人ぐるっぼ 北九州市小倉南区山手三 丁目12番20号 代表理事 田中幸子	重症心身 障害児	4057703672
福祉ルームみらい ハッピー徳力 北九州市小倉南区 徳力五丁目10番 10号	株式会社みらいメディク ス 福岡市早良区原五丁目2 番20-1号 代表取締役 二本木恵右	重症心身 障害児以 外	4057703680
福祉ルームみらい ハッピー下富野 北九州市小倉北区 下富野四丁目18 番43号	株式会社みらいメディク ス 福岡市早良区原五丁目2 番20-1号	重症心身 障害児以 外	4057801898

番 4 3 号	代表取締役 二本木恵右		
ポラリス 北九州市八幡西区 鷹の巣一丁目7番 7号	ふく福介護株式会社 北九州市八幡西区萩原一 丁目9番1-402号 取締役 小関美和	重症心身 障害児以 外	4056715149

(8) 指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主 たる事務所の所在地及び代表者名	事業所番号
ひつじK i d s 北九州市小倉北区 霧ヶ丘三丁目13 番22号	医療法人徳笑会 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目13 番22号 理事長 徳永洋一	4057801880

(9) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談サポートセン ター みらいハッ ピー 北九州市小倉北区 赤坂海岸9番6号	株式会社みらいメディク ス 福岡市早良区原五丁目2 番20-1号 代表取締役 二本木恵右	特定無し	4077801878

2 指定年月日

平成29年10月1日

北九州市告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項、第51条の25第2項及び第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項及び第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号、法第51条の30第1項第2号及び同条第2項第2号並びに児童福祉法第21条の5の24第2号及び第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
障害者就労施設フィールド 北九州市小倉南区長尾六丁目7番5号	合同会社フィールド 北九州市小倉南区長尾六丁目7番5号 代表社員 中村純子	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語、内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4017701212

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

就労継続支援事業 ハッピー 北九州市小倉北区 赤坂海岸9番6号	株式会社ハッピー 北九州市小倉北区下富野 四丁目18番43号 代表取締役 原田 薫	知的障害 者、精神 障害者	4017801327
--	--	---------------------	------------

(3) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援及び地域定着支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター ふくじ会 北九州市小倉北区 片野新町一丁目1 4番10号	一般社団法人福慈会 北九州市小倉北区片野新 町一丁目14番10号 代表理事 丸塚龍晃	特定無し	4037800135

(4) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター ふくじ会 北九州市小倉北区 片野新町一丁目1 4番10号	一般社団法人福慈会 北九州市小倉北区片野新 町一丁目14番10号 代表理事 丸塚龍晃	特定無し	4037800135
相談サポートセン ター ハッピー 北九州市小倉北区 赤坂海岸9番6号	株式会社ハッピー 北九州市小倉北区下富野 四丁目18番43号 代表取締役 原田 薫	身体障害 者、知的 障害者、 障害児	4037700277

(5) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
子どもサポートセ ンター ハッピー 南	株式会社ハッピー 北九州市小倉北区下富野 四丁目18番43号	重症心身 障害児以 外	4057703326

北九州市小倉南区 徳力五丁目10番 10号	代表取締役 原田 薫		
子どもサポートセ ンター ハッピー 北九州市小倉北区 下富野四丁目18 番43号	株式会社ハッピー 北九州市小倉北区下富野 四丁目18番43号 代表取締役 原田 薫	重症心身 障害児以 外	4057801534

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
子どもサポートセ ンター ハッピー 南 北九州市小倉南区 徳力五丁目10番 10号	株式会社ハッピー 北九州市小倉北区下富野 四丁目18番43号 代表取締役 原田 薫	重症心身 障害児以 外	4057703326
子どもサポートセ ンター ハッピー 北九州市小倉北区 下富野四丁目18 番43号	株式会社ハッピー 北九州市小倉北区下富野 四丁目18番43号 代表取締役 原田 薫	重症心身 障害児以 外	4057801534
ポラリス 北九州市八幡西区 鷹の巣一丁目7番 7号	協和介護有限会社 北九州市八幡西区鷹の巣 一丁目7番7号 取締役 立石 登	重症心身 障害児以 外	4056714845

(7) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号

相談支援センター ふくじ会 北九州市小倉北区 片野新町一丁目1 4番10号	一般社団法人福慈会 北九州市小倉北区片野新 町一丁目14番10号 代表理事 丸塚龍晃	特定無し	4077801613
相談サポートセン ター ハッピー 北九州市小倉北区 赤坂海岸9番6号	株式会社ハッピー 北九州市小倉北区下富野 四丁目18番43号 代表取締役 原田 薫	特定無し	4077801647

2 事業廃止年月日

平成29年9月30日

北九州市公告第 776 号

北九州市環境影響評価条例（平成 10 年北九州市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定により平成 29 年北九州市公告第 580 号で縦覧に供した（仮称）新門司バイオマス発電所建設事業環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 11 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

環境影響評価準備書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

（1） 環境影響評価の調査について

動物の調査について、夜間の調査も検討すること。また、現在、調査対象外となっている種について、重要な種が確認された場合は、調査対象とすること。

（2） 工事中の排水について

公共用水域に排水する可能性がある場合には、適切な環境影響評価項目を選定し、評価を行うこと。

北九州市公告第777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年11月7日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区横代北町三丁目1082番1、1082番3、1083番3、1083番4、1084番2及び1084番9	北九州市小倉北区井掘三丁目22番10号 横尾器械株式会社 代表取締役 横尾和親